3　ばら積みの有害液体物質を運送する船舶の船長は、第十三規則及びこの第十六規則に適合すること並びに第十五規則に定める作業が行われる場合には同規則に従つて貨物記録簿に記載が行われることを確保する。

4　X類の物質を積載したタンクは、第十三規則6の規定に従つて予備洗浄を行う。これらの操作は、貨物記録簿に適切に記載するものとし、1に規定する検査員が裏書をする。

5　寄港国である締約国の政府が、船舶に不当な遅延を生じさせることなく排出において物質の濃度を測ることが実行可能でないと認める場合には、当該締約国は、第十三規則6.1.3の手続と同等の代替手続を認容することができる。ただし、1に規定する検査員が貨物記録簿において次のことを認証する場合に限る。

.1　タンク並びに関連するポンプ及び管系が空になっていること。

.2　予備洗浄が、付録六の規定に従つて行われたこと。

.3　予備洗浄により生ずるタンク洗浄水が受入施設に排出されたこと及びタンクが空になっていること。

6　船長の要請により、受入国の政府は、第十三規則4に定める条件の一が満たされる場合には、第十三規則が適用される規定に定める予備洗浄の要件を当該船舶について適用することを免除することができる。

7　旗国である締約国の政府は、当該寄港国以外の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事する船舶に対し、6に規定する免除を与えることができる。その免除を与える場合には、貨物記録簿の適切な記載に1に規定する検査員が裏書をする。

8　主管庁が承認し、及び付録五に基づくタンクについての吸排条件に従つて取卸しが行われない場合には、船舶から貨物残留物を第十二規則に定める量にまで除去するため、1に規定する検査員が認める代替措置をとることができる。貨物記録簿には、適切に記載するものとする。

9　操作の要件に関する寄港国による監督

9.1　他の締約国の港にある船舶は、その船長又は乗組員が有害液体物質による汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員が行う監督に服する。

9.2　締約国は、9.1に規定する場合には、この附属書の定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

9.3　条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この規則についても適用する。

9.4　この第十六規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

第七章　有害液体物質に係る事件から生ずる汚染の防止

第十七規則　有害液体物質に関する海洋汚染船内緊急計画

1　総トン数百五十トン以上の船舶であつてばら積みの有害液体物質を運送することが認められたものは、主管庁が承認する有害液体物質に関する海洋汚染船内緊急計画を船内に備える。

2　有害液体物質に関する海洋汚染船内緊急計画は、国際海事機関が作成する指針に基づくものとし、船長及び乗組員が理解することができる常用語で記載する。当該計画は、少なくとも次のものから成る。

.1　当該船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者が、条約第八条及び議定書Ⅰの規定によつて要求される有害液体物質による汚染事件を報告するために従うことができる手続であつて、国際海事機関が作成する指針に基づくもの

.2　有害液体物質による汚染事件の場合において連絡すべき当局又は者の一覧表

.3　事件の後、有害液体物質の排出を減少させ、又は制御するため、乗船者が直ちにとるべき措置の詳細な記述

.4　汚染に対処するに当たり、国及び現地の当局と船内における措置を調整するための手続及び船舶内の連絡先

3　条約附属書Ⅰ第三十七規則も併せて適用される船舶については、同規則に基づいて要求される油汚染船内緊急計画と組み合わせることができる。この場合において、当該計画の表題は、海洋汚染船内緊急計画とする。

第八章　受入施設

第十八規則　受入施設及び貨物取卸しのための係留施設

1　条約の締約国の政府は、次に定めるところにより、自国の港、係留施設又は修理港を利用する船舶の必要に応じて、受入施設が設けられることを確保する。

.1　船舶の貨物の取扱いに関係する港及び係留施設は、この附属書の適用から生ずる有害液体物質を含有する残留物及び混合物を航海に不当な遅延を生じさせることなく受け入れるために十分な施設を有しなければならない。

.2　NLSタンカーの修理が行われる港は、当該港に寄港する船舶のために、有害液体物質を含有する残留物及び混合物を受け入れるために十分な施設を提供しなければならない。

2　締約国の政府は、自国の領域内の貨物の積込み及び取卸しが行われる港及び係留施設並びに修理が行われる港に1の規定によつて設けられる受入施設の種類を決定し、国際海事機関に通報する。

3　海岸線が特別海域に接している条約の締約国の政府は、1に定める要件を満たす日及び当該海域に関する第十三規則の適用される規定に定める要件が効力を生ずる日について合意し、及び当該日を設定し、並びに当該日の少なくとも六箇月前に、そのように設定した日を国際海事機関に通報する。同機関は、当該日を速やかにすべての締約国に通報する。

4　締約国の政府は、自国の貨物取卸し係留施設において有害液体物質の取卸しを行う船舶の貨物タンクのストリッピングを容易にするための設備が当該係留施設に備えられることを確保する。船舶から受け入れた有害液体物質を保留している係留施設の貨物ホース及び管系は、有害液体物質が船舶に逆流しないものでなければならない。

5　締約国は、1の規定によつて要求される施設又は3の規定によつて要求される措置が不十分であるとの申立てがあった場合には、その申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てを関係締約国に通報する。

付録一　有害液体物質の分類のための指針

物質は、次の表に示されるGESAMPハザードプロファイルの結果に反映されるそれらの物質の特性に関する評価に基づく汚染分類に分類される。

規則	A1 生物蓄積性	A2 生物分解性	B1 急性毒性	B2 慢性毒性	D3 長期的な健康への影響	E2 海洋野生生物及び底生生物への影響	分類
1			≧5				X
2	≧4		4				
3		NR	4				
4	≧4	NR			CMRTNI		